

## 【地域生活支援体制整備台帳登録の流れ】

支援会議にて台帳登録の必要性について検討



台帳申請書及び同意書、提出書類（基本情報・サービス等利用計画・アセスメント等必要書類）の作成



住所地の市町村福祉課へ提出



登録

## 【台帳作成にあたっての判断について目安】

### 《判断基準》

- 1 施設・グループホーム・宿泊型自立訓練の利用者は対象外になります
- 2 緊急時（主たる介護者の入院、体調不良など）、支援体制が確立しづらく在宅で24時間過ごせない事を原則基準としてください
- 3 緊急時、かけつけ支援だけでは対応難しく緊急ショートステイを利用する可能性が高い方。
- 4 重症心身障がい児者（要医療的ケア含む）
- 5 強度行動障がい児者

※今回緊急の定義として主たる介護者が高齢、障害等により一年以内に状況の変化が予想される方に絞ってください。

※台帳は作成後も常時見直しをしていくこととし、少なくとも一年に一度は見直しをかけていく

※台帳対象者のみを緊急対応するわけではありません